

佐久市公立保育所乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用におけるキャンセルポリシー

令和8年4月1日現在

- 1 施設に利用予約が完了した時点で当キャンセルポリシーの対象となります。
- 2 利用日の変更・キャンセルは、原則、予約日前日の15時までに※1、予約をした保育所に直接連絡してください。前日15時を過ぎたキャンセルの場合、利用料のお支払いの必要はありませんが、利用時間は消費されます。
- 3 当日のこどもの体調不良等、予期しない当日キャンセルは、できる限り速やかに予約した保育所に直接連絡してください。
- 4 急な体調不良等による当日キャンセルや無断キャンセル、当日利用時間開始以降にキャンセルの連絡をした場合は、利用料のお支払いは不要ですが、当事業を利用したものとみなし、予約内容に基づき、当該月の利用時間枠から減算されます。
- 5 当日、利用開始時刻に遅れた場合や利用中の急な体調不良等によりお迎えの時間が早まった場合も、利用時間や利用料金は予約時間で算定します。
- 6 ご利用になる児童数に合わせて保育者を配置しています。お迎えの時間は厳守いただくとともに、万が一遅れてしまう場合は、保育所に直接連絡してください。
- 7 利用時間は、お迎えの時刻に基づき1時間単位で算定します。予約時間を超過して利用した場合は、実際の終了時刻に応じた利用時間(1時間単位)を消費したものと取り扱います。
- 8 無断でのキャンセルや送迎の遅延、月間上限時間を超える利用は、他の利用者への迷惑や適正な施設管理の妨げとなりますのでお止めください。これらが繰り返されるなど、改善が見られない場合は、利用者間の公平性を保つため、次回以降の利用予約の調整(事前予約の受付制限等)を行うことがあります。
- 9 キャンセルの取扱いについては別表をご参照ください。

(別表)

連絡の有無 及び期限	前日 ^{※1}		当日		
	15時まで	15時以降	体調不良等による利用時刻前連絡ありのキャンセル	無断キャンセル及び利用時刻以降に連絡	利用開始時刻に遅れた場合や早退等
利用料金の支払い	無し	無し	無し	無し	有り
利用時間の消費	無し	有り	有り	有り	有り
注意事項	予約変更(キャンセルを含む)が頻繁に行われた場合は、翌月の事前予約枠の制限を行う場合があります。			無断キャンセルについては、翌月の事前予約枠の制限を行う場合があります。	予約時間分の利用料金の支払い及び利用時間の消費となります。

※1「前日」は保育所の開園日・開園時間を基準とします。

(例1)土・日曜日が休園日の場合

利用日が月曜日の場合、「前日」は、金曜日となります。

(例2)日曜日は休園だが、土曜日が開園日の場合

利用日が月曜日の場合、「前日」は、土曜日となります。

(例3)土・日曜日が休園日で、金曜日が祝日の場合

利用日が月曜日の場合、「前日」は、木曜日となります。